

ごみを出す場所についてご確認ください

廃棄物の定義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃掃法）で、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。と定義されています。

また、廃棄物は占有者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないために不要となったものをいいます。しかし、これらが該当するか否かは、占有者（排出者）の意思や、その性状等を総合的に勘案して定めるべきものであり、廃棄物か否かは客観的に判断することができません。

つまり、衛生組合で“承諾した場所や、ごみステーションなどの設置物の内部”は、あらかじめ占有権を放棄（ごみとして収集依頼している意思確認）しているため収集が可能ですが、それ以外の場所や設置物からでは、占有権を放棄していると判断できないため収集できません。

上記のことから次の出し方は、収集できませんのでやめてください。

実例1

ごみ収集場所として、申請されていない場所に出している。



実例2

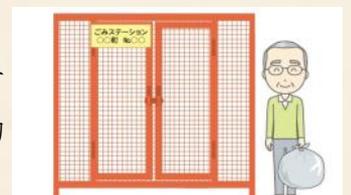
ごみステーションの中に入れずに、ステーションの外に出している。



ごみはごみステーションの中に入れてください！

ごみステーションの中に入っていないごみは、獣害などの要因により飛散します。飛散防止については、廃掃法、悪臭防止法、大気汚染防止法などで徹底しなければならないと定められており、生活環境の悪化を招く大きな原因です。特にごみは飛散することで、悪臭、景観の悪化、最悪の場合は、疫病の発生源となる可能性があります。

従って、ごみステーションがあるのにも関わらず、ステーション外に出す行為は、占有権の関係もありますが、排出者の義務として飛散防止にご協力いただけていないことから収集することはできません。



但し、一部例外のものがあります。裏面もご覧ください。

指定されたごみステーションの周辺に出すことのできる例外について

- ①ごみステーション内に入れることができないサイズの大型ごみ
- ②剪定した枝木や刈草、木材など

上記の物は、次の理由から例外としての取り扱いをします。

- イ 設置されているごみステーションの中に入れることができないため。（構造上の理由）
- ロ ごみステーションの中に入れることで、他のごみに対し、指定袋をやぶいてしまう可能性が高く、かえって飛散させてしまう恐れがあるため。（ごみ性状上の理由）
- ハ ごみステーション外に出しても、獣害等の影響を受ける可能性が低いから。

いつも利用しているごみステーションの中に入るのであれば、大型ごみもステーション内に出しましょう。

例 ガステーブル（ガスコンロ）、灯油タンクなど

利用者、管理者でごみステーションの
維持管理をお願いしています。



廃掃法で国民の責務として、「国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。」と規定されています。



分別が間違っている、指定袋を使っていない（ポイ捨て含む）などの警告ごみが放置されることや指定日以外のごみ出しにより、ごみステーションを利用できない事態が発生します。これらの行為を直さなければ結果的に生活環境の悪化につながっていきますので、利用者並びに管理者（ごみステーションの設置申請者の“町内会長”や“集合住宅の管理者”等を指します）にて対応や対策をお願いしています。

ただし、対策を講じても改善されない場合や開封調査を行う場合は、衛生組合と役場担当課が協力し、調査指導を行います。法令に抵触する場合は、警察に要請し調査指導も行います。

衛生組合としても、ごみ出しが悪い場所について、警察に相談し、法令上の解釈などを確認しています。 例えば、不法投棄や野焼きなどの違反行為があった場合は、五年以下の懲役もしくは千万円以下の罰金またはその併科と罰則が決まっています。このような行為はしないようにしてください。

ごみステーションについては、3月に発行した分別大事典6Pにも記述していますので、併せてご確認をお願いします！

追記：ごみステーション内とごみステーションの周辺の草刈りなどの管理をお願いします。

平取町外2町衛生施設組合（平取町・日高町・むかわ町）01457-2-2024

このことについてご意見等がございましたら、衛生組合までご連絡ください。